

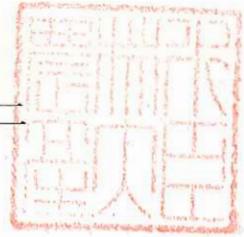


複写厳禁

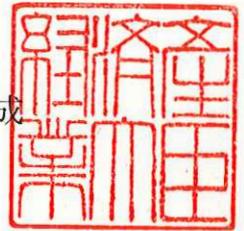
28食産第4189号
20161215産第4号
環廃企発第1702141号
平成29年2月14日

ヒラテ産業有限会社
代表取締役 平手 藤章 殿

農林水産大臣 山本 有二



経済産業大臣 世耕 弘成



環境大臣 山本 公一



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業
計画の変更の認定について

平成28年12月15日付けで申請のあった再生利用事業計画の変更については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第83号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第19条第3項において準用する同法第18条第3項の規定に基づき、申請のとおり認定する。